

00113

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

昭和三十八年三月二十二日

鳥取県知事 石破二朗

## 鳥取県規則第九号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程（昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十節の二 中海日野川総合開発調査局（第八十四条の五一第八十四条の七）」を

「第十節の二 中海日野川総合開発調査局（第八十四条

の五、第八十四条の七）、第八十四条の九）」に、「鳥取県農産物小倉あつ、

旋所」を「鳥取県農産物北九州あつ、旋所」に改める。

第八条企画課の項第八号中「中海日野川総合開発調査局」を「中海日野川総合開発調査局及び防災行政連絡所」に改める。

第十二条農産園芸課の項第十号中「農産物小倉あつ、

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

## 規則

◆規則 鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

◆告示 土地改良区の成立

昭和三十七年二月鳥取県告示第百十六号の  
廃止

基準寝具設備の承認  
基準看護設備等の承認  
道路位置の指定

「農産物北九州あつ、旋所」を「農産物北九州あつ、

第三十四条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 果樹栽培技術者の養成に關すること。

第五十八条第二項中「中海日野川総合開発調査局」を「中海日野川総合開発調査局」に、「鳥取県農産物北九州あつ、旋所」を「鳥取県農産物北九州あつ、旋所」に改める。

第五章第十節の二の次に次の二節を加える。

第十節の三 鳥取県防災行政連絡所  
(鳥取県防災行政連絡所の設置)

第八十四条の八 鳥取県防災行政連絡所は、県下の水災、火災その他の災害の警戒、防除及び救護並びに行政連絡を迅速に行ない、県と町村との間の連絡を円滑にするための機関とする。

(鳥取県防災行政連絡所の名称及び位置)

第八十四条の九 鳥取県防災行政連絡所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
鳥取県岩美町防災行政連絡所	岩美郡岩美町

鳥取県大栄町防災行政連絡所 東伯郡大栄町  
鳥取県東伯町防災行政連絡所 東伯郡東伯町  
鳥取県赤崎町防災行政連絡所 東伯郡赤崎町  
鳥取県西伯町防災行政連絡所 西伯郡西伯町  
鳥取県会見町防災行政連絡所 西伯郡会見町  
鳥取県岸本町防災行政連絡所 西伯郡岸本町  
鳥取県伯仙町防災行政連絡所 西伯郡伯仙町  
鳥取県淀江町防災行政連絡所 西伯郡淀江町  
鳥取県大山町防災行政連絡所 西伯郡大山町  
鳥取県名和町防災行政連絡所 西伯郡名和町  
鳥取県日野町防災行政連絡所 日野郡日野町  
鳥取県日南町防災行政連絡所 日野郡日南町  
鳥取県溝口町防災行政連絡所 日野郡溝口町  
鳥取県江府町防災行政連絡所 日野郡江府町  
農産物北九州あつ、旋所」に、「小倉あつ、旋所」を「農産物北九州あつ、旋所」に、「小倉市」を「北九州市」に改

## 告 示

### 鳥取県告示第百二十二号

この規則は、公布の日から施行する。

者から申請のあつた安田土地改良区は、土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第十条の規定により昭和三十八年三月二十二日成立した。

昭和三十八年三月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県告示第百二十三号

草地改良事業費補助金交付要綱(昭和三十七年二月鳥取県告示第二百十六号)は、昭和三十七年三月三十日限り廃止する。

第三十四条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 果樹栽培技術者の養成に關すること。

第五十八条第二項中「中海日野川総合開発調査局」を「中海日野川総合開発調査局」に、「鳥取県農産物北九州あつ、旋所」を「鳥取県農産物北九州あつ、旋所」に改める。

第五章第十節の二の次に次の二節を加える。

第十節の三 鳥取県防災行政連絡所  
(鳥取県防災行政連絡所の設置)

第八十四条の八 鳥取県防災行政連絡所は、県下の水災、火災その他の災害の警戒、防除及び救護並びに行政連絡を迅速に行ない、県と町村との間の連絡を円滑にするための機関とする。

(鳥取県防災行政連絡所の名称及び位置)

第八十四条の九 鳥取県防災行政連絡所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
鳥取県岩美町防災行政連絡所	岩美郡岩美町
鳥取県若桜町防災行政連絡所	若桜町
鳥取県氣高町防災行政連絡所	氣高郡氣高町
鳥取県鹿野町防災行政連絡所	氣高郡鹿野町
鳥取県青谷町防災行政連絡所	氣高郡青谷町
鳥取県羽合町防災行政連絡所	氣高郡羽合町
鳥取県泊村防災行政連絡所	泊村
鳥取県東郷町防災行政連絡所	東伯郡東郷町
鳥取県三朝町防災行政連絡所	三朝町
鳥取県閑金町防災行政連絡所	東伯郡閑金町
鳥取県北条町防災行政連絡所	東伯郡北条町

鳥取県國府町防災行政連絡所 岩美郡國府町  
鳥取県郡家町防災行政連絡所 八頭郡郡家町  
鳥取県河原町防災行政連絡所 八頭郡河原町  
鳥取県船岡町防災行政連絡所 八頭郡船岡町  
鳥取県佐治村防災行政連絡所 八頭郡佐治村  
鳥取県智頭町防災行政連絡所 八頭郡智頭町  
鳥取県若桜町防災行政連絡所 八頭郡若桜町  
鳥取県氣高町防災行政連絡所 氣高郡氣高町  
鳥取県鹿野町防災行政連絡所 氣高郡鹿野町  
鳥取県青谷町防災行政連絡所 氣高郡青谷町  
鳥取県羽合町防災行政連絡所 氣高郡羽合町  
鳥取県泊村防災行政連絡所 泊村  
鳥取県東郷町防災行政連絡所 東伯郡東郷町  
鳥取県三朝町防災行政連絡所 三朝町  
鳥取県閑金町防災行政連絡所 閑金町  
鳥取県北条町防災行政連絡所 北条町  
東伯郡東郷町 東伯郡三朝町  
東伯郡泊村 東伯郡羽合町  
東伯郡東郷町 東伯郡閑金町  
東伯郡北条町 東伯郡北条町

## 鳥取県告示第一百二十四号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第百七十七号）に基づく基準寝具設備として次のとおり承認した。

昭和三十八年三月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称 所 在 設 地 承 基 準 睡 具 承 認 年 月 日 採用点数表  
施 番 号 対 象 番 号 対 象 番 号 年 月 日

北垣胃腸科病院 鳥取市庖丁人町二〇 （寝）第七号 一般三病棟三十三床 昭和三十八年二月一日 乙表の二

## 鳥取県告示第二百二十五号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第百七十七号）に基づく基準看護設備及び基準給食設備として次のとおり承認した。

昭和三十八年三月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称 所 在 設 地	承 認 番 号	基 準 看 護 象	承 認 番 号	基 準 給 食 象	承 認 番 号	基 準 年 月 日	採 用 点 数 表
幡 病院 鳥取市吉方二五一ノ一	(看)第十三号	二類 精神三病棟 (食)八十八床	第二十七号	精神三病棟 (食)八十八床	昭和三十七年十二月一日	甲 表	

## 鳥取県告示第二百二十六号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第百七十七号）に基づく基準看護設備及び基準給食設備として、次のとおり承認した。

昭和三十八年三月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 施 施 所 在 設 地	承 認 番 号	基 準 看 護 象	承 認 番 号	基 準 給 食 象	承 認 番 号	基 準 年 月 日	採 用 点 数 表
鳥取県済生会 境港市米川町四七 (看)第十九号	一般三病棟 (食)三十号	一般三病棟 (食)三十号	昭和三十七年十二月一日	甲 表			

## 鳥取県告示第二百二十七号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十七年三月十九日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和三十八年三月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名 道路の位置の指定場所 道路の巾員及び延長

鳥取市吉方三〇五番地	鳥取市本町四丁目二十一番地	巾員 四〇、〇メートル
の一	二十二番地の一	延長 四〇、〇メートル

00116

(第3種郵便物)  
4

昭和三八年三月十二日 金曜日 鳥取県公報 第3412号

昭和三八年三月十二日 金曜日 鳥取県公報 第3412号

7 昭和三八年三月十二日

金曜日 鳥取県公報

00119

(第3種郵便物)  
第3412号

(認)

昭和三八年三月十二日

金曜日 鳥取県公報

00118

(第3種郵便物)  
第3412号

6

鳥取県告示第二百二十九号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十八年三月十九日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和三十八年三月二十二日

鳥取県知事 石破二朗

申請人の住所及び氏名 道路の位置の指定場所 道路の巾員及び延長

鳥取市田島五十九番地 鳥取市田島字大森前一九九番地の二 巾員四、〇メートル  
山本勉次 " " " の三 延長四六、五〇メートル

鳥取県告示第二百二十九号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十八年三月十九日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和三十八年三月二十二日

鳥取県知事 石破二朗

申請人の住所及び氏名 道路の位置の指定場所 道路の巾員及び延長

鳥取市元魚町二丁目三 鳥取市岩倉字植田四五八番地の一部 巾員四、〇メートル  
地十二番地 田中勤次 延長一九〇、四メートル

鳥取県公報の購読期間の更新及び新規購読の申込みについて

昭和三十七年度の鳥取県公報購読期間は、来る三月三十一日で満了となります。昭和三十八年度においても、引き続き購読を希望される方又は新規に購読を希望される方は、裏面申込書に記入のうえ、購読期間分の料金(一部一箇月二百五十円。郵送料を含む。)を添えて三月二十九日午前中までに、広報文書課へお申し込み下さい。

期限までに申込みのない者には、購読を継続しないものとみなして、四月一日からの配布は行ないません。

なお官公署が購読を申し込まれる場合は、その購読料金は、四月以後に県が発する納額告知書により納めることができます。

00120

昭和38年3月12日 金曜日 鳥取県公報 第3412号 8

# 鳥取県公報購読申込書

昭和三十八年 月から昭和 年 月まで鳥取県  
 公報を 部購読したいので、購読料金 円也を添  
 えて申し込みます。

昭和三十八年 月

日

住所

氏名

印

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

鳥取県知事

殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目  
印 所 鳥取県鳥取市栗谷町  
定価 一部月額 二五〇円 (配達料共) 印刷所 県